

人事行政の運営状況

人事行政の運営における公平性と透明性を確保するため、「中央区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、区職員の定数、給与、勤務条件などについて、お知らせします。

詳しくは区役所地下1階情報公開コーナーの「人事行政の運営状況」

またはQRコードをご覧ください。

問職員課人事係

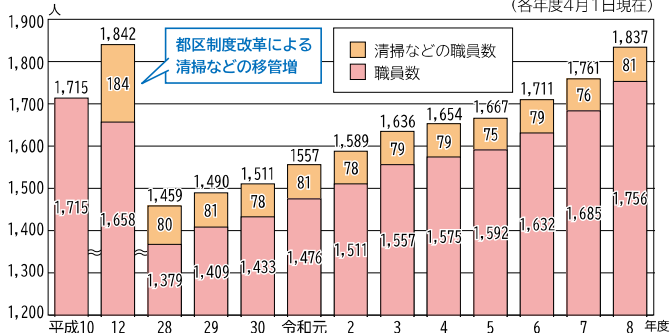
☎(3546)5247

詳しくは区HPへ



職員の任免および職員数

1 職員数の推移



2 部門別職員数

区 分 部 門	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	令和7年度	令和8年度			
一般行政 部門	議 会	14人	14人	0人	
	総務・企画	334人	362人	28人	東京湾大華火祭開催事務増などによる増
	税 務	53人	55人	2人	税務システム総合調整事務などによる増
	民 生	567人	583人	16人	子ども子育て支援関連事務増などによる増
	衛 生	266人	284人	18人	母子保健事業事務増などによる増
	労 働	1人	0人	△1人	シルバー人材センターへの職員派遣終了による減
	農林水産	0人	0人	0人	
	商 工	19人	20人	1人	係体制充実による増
	土 木	217人	228人	11人	包括管理業務委託事務増などによる増
	小計 A	1,471人 (19人)	1,546人 (17人)	75人 (△2人)	
特別行政 部門	教育 B	253人 (1人)	255人 (0人)	2人 (△1人)	スクールバス導入調整事務増などによる増
	普通会計 C=A+B	1,724人 (20人)	1,801人 (17人)	77人 (△3人)	
公営 企業等 会計部門	国民健康保険事業・介護保険事業会計等 D	39人 (1人)	39人 (0人)	0人 (△1人)	
	合計 C+D	1,763人 (21人)	1,840人 (17人)	77人 (△4人)	

◎職員数は一般職に属する職員で、休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員(パートタイム)を除く。

◎()内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員であり、外書き

3 一般行政職の級別職員数の状況

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
標準的な職務内容	係員	主任	係長・主査	課長補佐	課長	部長		
職員数	526人 (3人)	251人 (6人)	217人 (0人)	53人 (0人)	49人 (0人)	20人 (0人)	1,116人 (9人)	
構成比	47.1% (33.3%)	22.5% (66.7%)	19.4% (0.0%)	4.7% (0.0%)	4.4% (0.0%)	1.8% (0.0%)	100% (100%)	
参考	1年前の 構成比	48.2%	20.9%	19.3%	5.0%	4.6%	1.8%	100%
	5年前の 構成比	45.7%	22.1%	20.2%	5.1%	4.9%	1.9%	100%

◎「中央区職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員数

◎標準的な職務内容とは、それぞれの級における代表的な職務

◎()内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員であり、外書き

◎構成比は級ごとに算出し四捨五入しているため、計とは一致しない。

4 職員の採用状況

(令和8年4月1日付け)

区分	事務系	福祉系	一般技術系・医療技術系	技能系	幼稚園・教育職員	合計
新規採用者数	88人	37人	28人	9人	8人	170人

5 障害者の雇用状況

(令和8年6月1日現在)

障害者数	53.0人
雇用率	2.46%

◎「障害者の雇用の促進等に関する法律」第40条に基づく任免状況の通報様式に基づく数値

◎平成22年7月の法改正により、短時間勤務職員は0.5人で算定

◎令和4年の法改正により、法定雇用率が2.6%から、令和6年4月からは2.8%、令和8年7月からは3.0%と段階的に引き上げとなった。

6 一般職員の事由別退職者数

(令和7年度)

事由	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他 (死亡・懲戒)	合計
人数	0人	19人	62人	3人	84人

◎交流退職・任期満了・臨時的任用教員を除いた人数

職員の人事評価の状況

能力、実績に基づく人事管理の徹底、職員の士気向上および人材育成などを行うため、全職員を対象に人事評価を実施しています。評価は職員の自己申告などを基に行います。

(1)評価期間

幹部職員：4～3月

一般職員：1～12月

(2)評価内容

区分	評価内容
能力評価	職務遂行の過程において発揮された能力を客観的に評価するもので、評価項目は標準職務遂行能力(職務を遂行する上で発揮することが求められる職層ごとの能力)に基づいて設定します。
業績評価	職員があらかじめ設定した業務目標に対する成果と、その他の設定目標以外の取り組みを含めて、担当業務全体の業績を客観的に評価します。
総合評価	能力・業績の両面から総合的に評価します。

(3)評価方法

評価は項目ごとに5段階で行われます。

評価者	項目別評価	総合評価
第1次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
		5段階絶対評価
第2次評価者	5段階絶対評価	5段階絶対評価
		5段階相対評価

(4)人事評価の活用範囲

人事評価の結果は給与(昇給、勤勉手当の成績率)、任用(採用、昇任など)、分限(免職、降任、降給)および配置管理などに活用します。

職員の給与の状況

1 人件費の状況

(令和7年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R8.4.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 6年度の人件費率
191,846人	152,117,768千円	2,709,292千円	18,486,069千円	12.2%	12.8%

◎総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値

◎特別職に支給される給料・報酬などを含む。

2 職員給与費の状況

(令和7年度普通会計決算)

職員数 A (R7.4.1)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	1人当たり給与費 (B/A)
1,722人(20人)	5,646,951千円	2,361,457千円	2,890,278千円	10,898,686千円	6,329千円

◎職員手当に退職手当は含まない。

◎職員数の()内は、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員であり、外書き

◎給与費は総務省の地方財政状況調査と同一基準に基づく数値で、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員分を含む。

◎1人当たりの給与費の数値は、上記Bを暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員を含まない人数で除したものである。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額および平均年齢の状況

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
307,433円	448,138円	37.4歳	272,980円	373,691円	46.7歳

◎総務省の地方公務員給与実態調査と同一基準に基づく数値

◎平均給与月額とは、給料に職員手当(期末・勤勉手当および退職手当を除く)を加えた平均月額

4 昇給の状況

区分	対象職員数 (A)	昇給区分 A (6号昇給)または昇給区分 B (5号昇給)に決定した職員数 (B)	比率 (B/A)
令和8年度	1,484人	460人	31.0%

◎対象職員は、一般行政職・技能労務職のほか、医療職などを含み、暫定再任用フルタイム勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員、新規採用職員および最高号給到達者などを除いたもの

5 主な職員手当の状況

・期末手当・勤勉手当(令和7年度支給割合)

中央区		国	
期末手当	2,525月分(1.425月分)	2,525月分(1.425月分)	
勤勉手当	2,375月分(1.175月分)	2,125月分(1.025月分)	

◎期末手当・勤勉手当の()内は、暫定再任用フルタイム勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員および定年前再任用短時間勤務職員の支給割合

・退職手当(令和8年4月1日現在支給割合)

	中央区		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.670月分	24.587月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.040月分	33.271月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.758月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均額	4,740千円	21,705千円	—	—

◎退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種の職員に支給された平均額

・時間外勤務手当(令和7年度)

[支給総額]693,148千円 [職員1人当たり年間支給額]469千円

6 特別職の報酬などの状況

(令和8年4月1日現在)

区分	区長	副区長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬	1,202,000円	963,000円	860,000円	971,000円	824,000円	638,000円
期末手当	令和7年度支給割合 3.75月分					

職員の服務、勤務時間、分限および懲戒処分

1 一般職員の勤務時間など

職員の勤務時間などは、「中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」で定められています。

主な勤務形態

（令和8年4月1日現在）

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
交代制勤務以外の職場	38時間45分	7時間45分	午前8時30分～午後5時15分 など	日曜日および土曜日
交代制勤務の職場（保育園など）	4週間を通じて1週間について平均38時間45分		①午前7時20分～午後4時 5分 ②午前9時55分～午後6時40分 など	日曜日および4週間を通じて4日

◎施設の開館日・開館時間帯・職務の性質などにより交代制勤務を行っている職場がある。
◎職員から申し出があり、所属長が職務に支障がないと認めるときは、当該職員の正規の勤務時間の割り振りについて、次のいずれかに変更することができる。
①午前7時30分～午後4時15分 ②午前8時～午後4時45分
③午前9時～午後5時45分 ④午前9時30分～午後6時15分
⑤午前10時～午後6時45分 ⑥午前10時30分～午後7時15分

2 一般職員の年次有給休暇の取得状況

（令和7年度）

職員には一会計年度において20日の年次有給休暇が与えられています。その年度に使用しなかった日数がある場合には、20日を限度に翌年度に繰り越せます。

対象人数	平均取得日数
1,598人	15.8

◎幼稚園教育職員を除いた人数

3 育児休業、部分休業および配偶者同行休業の取得状況

・育児休業

子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進することを目的に、3歳に満たない子を養育するための休業制度です。

・部分休業

勤務を中断することなく、育児と仕事の継続および両立が図れるよう、小学校就学前までの子を養育するため、1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことができる制度です。

[時間]第一号部分休業:1日を通じて2時間まで

第二号部分休業:1年につき10日まで

・配偶者同行休業

公務において活躍することが期待される有為な職員が外国で勤務などをする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないことができる休業制度です。

[期間]3年以内

取得者数

（令和7年度）

	育児休業	部分休業	配偶者同行休業
男性職員	36人	1人	0人
女性職員	102人	51人	4人
計	138人	52人	4人

◎前年度から引き続き取得している職員を含む。

4 職務専念義務の免除制度

職員が守るべき基本的な義務として、職務に専念する義務が「地方公務員法」に規定されています。その特例として、研修、厚生計画事業に参加する場合、職務上の講演・聴講・受験、妊娠中および出産後の女性職員の休養などについて任命権者の承認を得たときは、職務に専念する義務が免除されます。

5 職員の分限および懲戒処分

職員が一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合などに、休職、降任などの分限処分を行います。また、職員に法令違反などの一定の義務違反があった場合に、免職、停職、減給などの懲戒処分を行います。

（令和7年度）

分限処分		懲戒処分			
休職	免職	戒告	減給	停職	免職
49人	0人	0人	2人	2人	1人

6 勤務条件に関する措置要求の状況

公務員には労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として設けられているもので、給料、勤務時間、執務環境などに不服がある場合、人事委員会に対し審査などを要求する制度です。

前年度からの継続事案数 A	令和7年度要求事案数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C
0件	0件	0件	0件

7 不利益処分に関する審査請求の状況

懲戒その他その意に反すると認める不利益な処分を受けた職員が、人事委員会に対して、審査請求をすることができる制度です。

前年度からの継続事案数 A	令和7年度要求事案数 B	完結件数 C	翌年度継続件数 A+B-C
0件	0件	0件	0件

職員の退職管理の状況

1 対象者

令和8年8月末日までに、「中央区職員の退職管理に関する条例」第3条に規定する届け出を行った者

◎すでに公表した者は除く

2 再就職状況

No.	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位
1	総務部秘書担当部長	令和8年3月31日	令和8年4月1日	文化・国際交流振興協会	事務局長
2	総務部参事（防災危機管理・特命担当）			（株）日建設計	都市・社会基盤部門都市開発グループダイレクター
3	区民部月島特別出張所長			（社福）中央区社会福祉協議会	障害者就労促進部長

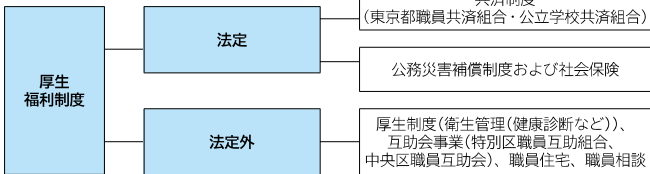
職員の研修の状況

（令和7年度実施分）

研修種別	実施内容	回数	延べ人数
職層研修	新任・現任・主任・係長など職層ごとに実施した研修	85回	1,232人
実務・専門研修	文書・財務・法律などの実務能力の向上を目的とした研修	83回	364人
特別研修	異業種体験研修などの特別に実施した研修	116回	858人
派遣研修	国や東京都などが実施する研修	159回	275人
合 計		443回	2,729人

職員の福祉および利益の保護

1 厚生福利制度の体系



2 共済組合

短期給付事業	組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業などに関する給付
長期給付事業	老齢厚生年金、障害厚生年金、障害手当金、遺族厚生年金
福 祉 事 業	保健事業、保養事業、貸付事業

3 公務災害補償

（令和7年度）

「地方公務員災害補償法」などに基つき、職員の公務上の災害や通勤による災害に対して損害を補償し、必要な福祉事業を行っています。

公務災害	通勤災害	計
13件	2件	15件

4 安全衛生管理

(1)安全衛生管理体制

「労働安全衛生法」などに基つき、職員の安全と健康を確保し、健康障害を防止するため、安全衛生管理者などを選任するとともに、職員の安全および衛生に関する事項を調査審議する安全衛生委員会を設置しています。

(2)健康診断

「労働安全衛生法」や行政指導などにより各種健康診断を行っています。

主な健康診断の受診状況

（令和7年度）

		対象者 人数(A)	受診者 受診者(B) 受診率(B/A)	
定期健診		2,122人	2,094人	98.7%
情報機器作業従事者健診		646人	520人	80.5%
消化器検診	胃部	1,333人	421人	31.6%
	大腸がん	1,333人	783人	58.7%
婦人科検診	子宮がん	1,282人	863人	67.3%
	乳がん	361人	273人	75.6%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

◎情報機器作業従事者健診は、コンピューターなどを用いた作業を行う職員を対象に実施

(3)ストレスチェック

（令和7年度）

「労働安全衛生法」に基つき、職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するために行っています。

対象者数	受検者数	受検率
2,091人	1,677人	80.2%

◎会計年度任用職員を含み、幼稚園教育職員などを除いた人数

5 職員住宅

職員の福利厚生を増進を図るとともに、地震災害などの非常事態が発生した場合に必要な災害対策要員を確保するために設置しています。

[設置箇所]9カ所 [戸数]109戸(内訳)世帯用68戸、単身用41戸

6 互助制度

特別区職員互助組合	保険事業、あっせん事業、施設事業、ライフプラン事業、相談事業
中央区職員互助会	カフェテリア事業、文化体育団体等助成、災害見舞事業、ライフサポート事業